

仕 様 書

1. 転貸借物件等

(1) 転貸借物件の内容及び自動販売機の販売品目等

転貸借場所	高浜市青木町四丁目 1 番地 2 高浜市役所地下 1 階（詳細図参照）		
販売品目	清涼飲料水又は清涼飲料水を主とした食品との複合 清涼飲料水は密閉式の缶・ビン・ペットボトル・紙パック式 ※清涼飲料水…炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、豆乳類、野菜飲料、スポーツ飲料、機能性飲料、栄養飲料、スープ等とし、酒類（ノンアルコールビール等を含む）は販売しない。 ※食品はパン、菓子、栄養補助食品、カップ麺及びこれらに類するものとする。 ※タバコ類は販売しない。		
販売価格	職員の福利厚生を主たる目的とし、標準販売価格より 20 円下げて販売するものとする。		
転貸借面積	2㎡	設置台数	1 台

最低制限転貸借料 月額	7,000 円（税込）
-------------	-------------

- (2) 最低制限転貸借料について、高浜市使用料及び手数料条例第 3 条第 1 号の規定（建物：3,500 円/1 月、1 ㎡あたり）に準じて定める。
- (3) 転貸借面積には、自動販売機及び使用済み容器回収箱の設置スペース並びに放熱余地を含むものとする。
- (4) 現地説明会は行わない。また、自動販売機の種類によっては商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。なお、確認を行う場合は事前に市に連絡し、職員の案内のもと確認を行うこと。
- (5) 設置場所には、遅くとも令和 8 年 4 月 30 日までに自動販売機を設置すること。4 月 1 日から営業開始できなかった場合でも、本市は転貸借料の返還やその他補償には一切応じない。

2. 転貸借期間

転貸借の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

また、甲又は乙の一方から、転貸借の期間満了の 3 か月前までに、特別の意思表示がない

ときは、令和9年4月1日から2年を限度に（最長で令和11年3月31日まで）、1年を単位として、期間満了の翌日から1年間契約が更新されたものとする。

転貸借の期間には、設置、撤去及び原状回復の期間を含むものとする。

3. 転貸借料及び光熱水費の支払い

- （1）転貸借料は、設置者が提示した入札価格をもって月額転貸借料とする。
- （2）契約金額は、入札金額（月額）×月数（12 か月）とする。
- （3）転貸借料及び光熱水費は、高浜市が発行する納入通知書により、高浜市が指定する金融機関に支払うものとする。
- （4）転貸借料は、令和8年4月～令和9年3月分を令和8年5月末日までに支払うものとする。また、更新（1年単位）の場合、年額を毎年5月末日までに支払うものとする。
- （5）光熱水費のうち電気使用料の実費は、設置業者により設置した電力使用量計測メーターにより算出した費用を四半期ごとに高浜市が指定する期限までに支払うものとする。

4. 自動販売機の機種等

- （1）設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適合機種とし、最新機種で省電カタイプ、ノンフロン対応等環境に十分配慮したものを採用すること。
- （2）デザインは著しく華美なものは避け、公共施設にふさわしいもので、ユニバーサルデザインまたは地域振興に寄与するデザインとすること。
- （3）災害時に無償で飲料を出すことができる災害対応型の機種とすること。
- （4）新旧硬貨及び新旧紙幣が使用でき、今後新硬貨及び新紙幣が発行されたときは、使用できるよう速やかに対応すること。また、スマートフォン及びICカード等によるキャッシュレス決済を導入すること。

5. 自動販売機の設置・撤去等

- （1）自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する費用は自動販売機設置業者の負担とする。電気工事及び給排水工事が必要な場合は事前に市の承諾を受けた後、自動販売機業者の負担で実施する。
- （2）自動販売機に係る光熱水費は自動販売機設置業者の負担とする。なお、自動販売機ごとに電力使用料計測メーターを自動販売機設置業者の負担により設置し、使用料の実費相当分を負担する。
- （3）自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収箱から使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。管理にあたっては衛生面に配慮すること。
- （4）自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を取るなど、安全面に十分に配慮すること。

- (5) 自動販売機を設置する前に設置予定機器（回収箱を含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

6. 自動販売機の維持管理等

- (1) 季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うなど商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。特に、商品の賞味期限切れや品切れが発生しないよう十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充及び自動販売機維持管理等を行う際の、市役所内での経路及び車両の駐車場所は、高浜市の指示に従うこと。
- (3) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を明記し、自動販売機設置業者の責任において対応すること。
- (4) 関係法令等の順守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (5) 節電等、高浜市が行う各種取組みに協力すること。

7. 使用上の制限

- (1) 転貸借期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに高浜市に書面により通知すること。この場合、納入済の転貸借料は還付しない。
- (2) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料または食品の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 消費税等により標準小売価格が値上げされた場合は、販売価格の値上げは妨げないものとする。その場合は高浜市に事前に協議すること。

8. 損害賠償

- (1) 自動販売機の設置にあたり、高浜市又は第三者に損害を与えたときは、全て自動販売機設置業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。
- (2) 自動販売機設置業者がその責めに帰する理由により、転貸借場所等を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を高浜市に支払わなければならない。ただし、自動販売機設置業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

9. 原状回復

自動販売機設置業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を市に請求することはできない。

10. 報告書の提出

- (1) 自動販売機設置業者は設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別売上額について、市が別に定める様式（別紙）により半年ごとに報告すること。なお、報告内容については今後の入札において販売実績として公表することがある。

報告期限 4月～9月分：10月末まで、10月～3月分：4月末まで

- (2) 故障等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等を速やかに市に報告すること。

11. 参考

- (1) 過去の販売実績

	販売数量（個）	販売金額（円）
令和5年度	5,675	658,650
令和6年度	5,536	665,460
令和7年度（4～9月）	1,850	232,860

※令和7年度は、半月程度、機器の故障時期あり。

- (2) 規模

人口 48,983 人（令和7年12月1日時点）

当該施設の職員数（正規職員） 142 人（令和7年4月1日時点）

※記載された内容はあくまでも参考であり、本市が今後の自動販売機の売り上げや稼働率などを保証するものではありません。

- (3) 庁舎敷地内の飲食物販売状況

①自動販売機

- ・カップ式飲料自動販売機…会議棟チャレンジスペース内1台
- ・密閉式飲料自動販売機…会議棟横1台（本入札と同時に入札公告）

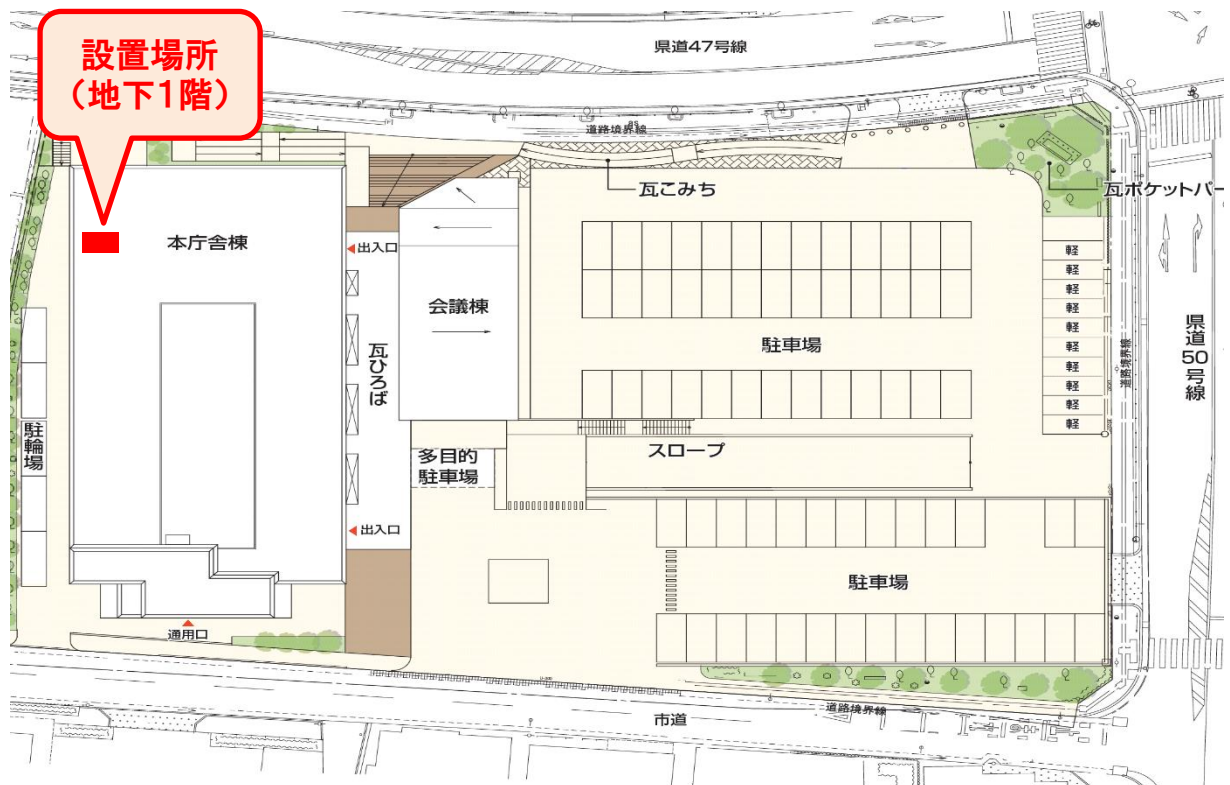
②食堂

- ・無し

③売店

- ・常設は無し
- ・毎週水曜日及び金曜日の午前11時30分～午後12時30分に、会議棟チャレンジスペース内にてパンの販売あり（令和7年12月現在）

【自動販売機転貸場所】



【詳細図】

高浜市役所 地下1階

